

～住環境支援 各種補助金ご紹介～ 下市町で家を建てる 改修する 貸すなど

補助金を受けるには、工事等の着手前に申請が必要です。また、各補助金の交付対象者や内容には他にも要件等がありますので、必ず担当課までお問い合わせください。 ☎ 52-0001（代表）

下市町住宅リフォーム助成事業補助金

下市町内で購入した木材を使用し、住宅リフォームを行った方に補助金の交付を行います

【主な内容】

- ①当該工事に使用した木材の購入額とし、最高限度額は20万円とする（町が行っている他の補助制度の対象部分を除く）
- ②補助金の交付は1回限りとする



家を改修する

【交付対象者 次の①～⑥の要件を全て満たす方】

- ①下市町に住所を有する方が、町内で自ら居住するための住宅等のリフォーム工事であること（独立した敷地にある店舗等は対象外）
- ②下市町内に本社を有する法人または下市町内に住所を有する個人の施工業者を利用して期間内に完了する工事であること
- ③下市町内の木材業者（製材所）で購入した木材（吉野郡内で生産または製材された木材）を使用したりリフォーム工事であること
- ④建築基準法等の関係法令の基準を満たしていること
- ⑤同一世帯全員が町税等の滞納がないこと
- ⑥工事費が20万円以上であること（町が実施する他の補助制度の対象部分を除いた工事費）

受付予定期間 令和7年4月1日～令和8年1月9日
応募予定件数 5件程度（先着順）

担当課：建設課



既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業

下市町内で住宅の耐震に要した費用の一部を補助

【主な内容】

- ①工事前の構造評点1.0未満のものを構造評点1.0以上の数値にする改修工事又は、工事前の構造評点0.7未満のものを構造評点0.7以上の数値にする改修工事とする
- ②補助対象住宅の耐震に要した費用が事業対象建築物一棟あたりの補助金の金額は、50万円以上の耐震改修工事に要した費用に100分の23を乗じた金額とする（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。ただし、その額が20万円未満のときは20万円とし、50万円を超えるときは50万円を限度とする。）



【交付対象者 次の①～⑤の要件を全て満たす方】

- ①町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法または伝統的構法の木造住宅であること
- ②延べ面積が250㎡以下かつ、地階を除く階数が2以下であること
- ③店舗等の併用住宅の場合は、店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であること
- ④町が実施する木造住宅の耐震診断または町が実施する耐震診断方法と同等以上の効力を有すると認められる耐震診断により、診断結果が1.0未満と診断された住宅であること
- ⑤対象者は、耐震改修対象住宅の所有者であること

受付予定期間 令和7年7月1日～10月31日

応募予定件数 1件程度（先着順）

担当課：建設課

既存木造住宅耐震診断支援事業

町が奈良県木造住宅耐震診断員を対象住宅へ派遣して、耐震診断を実施します。

【主な内容】

- ①所有者からの申請を受け、町が奈良県木造住宅耐震診断員を対象住宅へ派遣し、耐震診断の実施後に耐震診断の結果などを申請者に報告する
- ②診断費用 無料（町が診断費用5万円を負担する）



【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①町内の木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法または伝統的構法の木造住宅であること
- ②延べ面積が250㎡以下かつ、地階を除く階数が2以下であること
- ③店舗等の併用住宅の場合は、店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であること
- ④対象者は、耐震診断対象住宅の所有者であること

受付予定期間 令和7年7月1日～10月31日

応募予定件数 2件程度（先着順）

担当課：建設課

下市町定住促進空き家改修事業補助金

下市町空き家バンクに登録された物件の改修に要した費用の一部を補助します。

【主な内容】

売買契約または賃貸借契約締結後1年以内に、下市町内の施工業者に依頼して実施した改修工事に対して補助する

補助金の金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする
ただし、補助金の交付は1件の空き家につき、所有者または利用者のいずれか1名とする

【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①物件の所有者は、当該空き家を利用者に5年以上使用させる意思を有していること
- ②利用者は、当該空き家に5年以上居住する意思を有し、世帯構成員全員が当該空き家所在地において住民基本台帳に記載されること
また、自治会に加入し、自治会活動等に積極的に参加すること
- ③年度内に工事を完了できること
- ④町税滞納者、暴力団排除条例に該当する者等でないこと

受付予定期間 令和7年4月1日～(随時募集)

応募予定件数 4件程度(先着順)

担当課：地域づくり推進課



定住促進住宅新築補助金

若者世帯が下市町内で新築する住宅建設費の一部を補助します

【主な内容】

次の①～③の要件を全て満たす場合は100万円

- ①補助金の交付対象者が、下市町内で自ら居住するために新築する住宅
- ②延床面積90平方メートル以上の専用住宅
- ③建築基準法等の関係法令の基準等を満たしていること
その他かさ上げ：下市町内の業者での施工(10万円)
吉野材使用(10万円)

【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯であること
- ②住宅新築工事完了時に、当該住宅の所在地において住民基本台帳に登録され、引き続き10年を超えて居住することを宣誓する方であること
- ③自治会活動等に積極的に参加する方であること
- ④町税滞納者、公共工事等の移転補償での住宅建設、暴力団排除条例に該当する方等でないこと

受付予定期間 令和7年4月1日～(随時募集)

応募予定件数 2件程度(先着順)

担当課：地域づくり推進課



家を建てる

空き家再生等推進事業(除却)補助金

空家(不良住宅)等の除却費用の一部を補助します

【主な内容】

補助対象経費は、補助対象建築物の除却に要する経費とし、50万円を上限に補助する

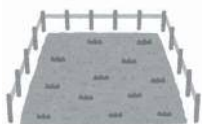
【交付対象者 次の①～⑥の要件を全て満たす方】

- ①町内にある不良住宅(住宅地区改良法施行規則に定める住宅の不良度の測定基準に掲げる評定項目の評定の合計が100以上の建築物)の認定を受けた住宅
- ②補助対象建築物のある自治会への報告を行うこと
- ③除却工事は建設業法等の許可を受けた業者が行うこと
- ④空家であり、共有者等いれば全権利者からの同意を得ていること
- ⑤町税滞納者、公共工事の補償対象、暴力団排除条例に該当する方等でないこと
- ⑥令和8年1月中旬までに工事を完了できること

受付締切 令和7年4月1日～10月31日

応募予定件数 10件程度(先着順)

担当課：総務課



下市町空き家活用推進事業補助金

町内の空き家を有効活用し、移住・定住を希望される方へ情報提供を行う「下市町空き家バンク」に登録されている空き家の家財道具等の整理に係る経費に対し、補助を行います

【主な内容】

空き家の家財道具等の整理に直接要する経費を30万円を上限に補助する

【交付対象者 次の①～②の要件を全て満たす方】

- ①空き家バンクに登録されている物件の所有者であること
- ②町税滞納者、暴力団排除条例に該当する方でないこと

受付予定期間 令和7年4月1日～(随時募集)

応募予定件数 5件程度(先着順)

担当課：地域づくり推進課



定住促進空き家活用補助金

下市町空き家バンクに登録された物件の賃貸・購入に要した費用の一部を補助します

【主な内容】

- A: 賃貸補助 毎月1万円
(最長3年間)
B: 購入補助 360,000円
(1世帯1回のみ)



【交付対象者 次の①～③の要件を全て満たす方】

- ①世帯主またはその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯であること
- ②自治会活動等に積極的に参加する方、定住する意思のある方であること
- ③その他の公的制度による補助対象者、町税滞納者、暴力団排除条例に該当する方でないこと

受付予定期間 令和7年4月1日～(随時募集)

応募予定件数 2件程度(先着順)

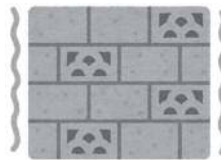
担当課: 地域づくり推進課

下市町ブロック塀等撤去事業補助制度

道路(私道等を除く)に面している倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去に対し、補助金の交付を行います

【主な内容】

- ①ブロック塀等の撤去に要する経費(撤去したブロック塀等の処分に要する経費を含む)とし、見付面積1平方メートルにつき1万円を限度とする



除却

- ②補助金の金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額である(10万円を上限とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)
- ③補助金の交付は、1つの敷地につき、1回限りとする
※令和7年12月末日までに工事を完了し、必要書類の提出が必要

【交付対象者 次の①～④の要件を全て満たす方】

- ①ブロック塀、または、その他の組積造の塀であること
※門柱及び万年塀、土塀は対象外
- ②対象者はブロック塀の所有者又は管理者であること
- ③建築基準法第42条に規定する道路に面していること
※私道、里道は対象外
- ④ブロック塀等の倒壊による危険性回避を目的として実施するブロック塀等の解体工事であること

受付予定期間 令和7年7月1日～10月31日

応募予定件数 2件程度(先着順)

担当課: 建設課

若者定住集合住宅支援事業補助金

新築民間賃貸集合住宅に若者世帯が入居した場合に補助します

【主な内容】

- A: 賃借人補助(借り方への補助)
新築以降の4月1日から1～5年
まで毎月1万円、6～10年まで
毎月5,000円



- B: 賃貸人補助(貸す方への補助)
若者世帯賃借人の入居戸数毎に毎月5,000円、
新築以降の4月1日から10年間

【交付対象者】

- A: 賃借人補助(借り方への補助)

次の①～④の要件を全て満たす方

- ①新たに若者定住集合住宅(令和元年度以降に新築された町内の民間賃貸集合住宅の内、住宅新築者の申請により町の認定を受けた住宅)の賃貸借契約を締結し、当該住宅の所在地において賃借人及びその世帯構成員が町の住民基本台帳に登録されていること

- ②世帯主又はその配偶者が18歳以上45歳未満の2人以上の世帯であること

- ③自治会活動等に積極的に参加する方、定住する意思のある方であること

- ④その他の公的制度による補助対象者、町税滞納者、暴力団排除条例に該当する方でないこと

- B: 賃貸人補助(貸す方への補助)

担当課: 地域づくり推進課

空き家再生等推進事業(応急措置)補助金

【主な内容】

- 空き家の老朽化等により、地域の住民等に危害を及ぼす等の危険な状態を回避するために行う措置に要する経費の3分の1を10万円を上限として補助する



【交付対象者 次の①～⑤の要件を全て満たす方】

- ①町内にある空き家の所有者またはその相続人等(共有者等いれば全権利者から同意を得ていること)であること

- ②近隣住民への報告を行うこと

- ③工事の施行は、法人または個人事業主が行うこと

- ④町税滞納者、公共工事の補償対象、暴力団排除条例に該当する方でないこと

- ⑤年度内に工事を完了できること

受付締切 令和7年4月1日～令和8年2月27日

応募予定件数 3件程度(先着順)

担当課: 総務課